

## 碧南市狭あい道路に係る後退用地に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、碧南市における狭あい道路に係る後退用地の使用及び管理について必要な事項を定め、安全で安心なまちづくりを促進することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 一般の交通の用に供する幅員4m未満の道路をいう。
- (2) 狭あい道路の中心線 狭あい道路の境界幅の中心とする。ただし、道路の境界が確定できない場合は、反対側地主の確認を得ることにより暫定的な狭あい道路の中心線を定めることができる。
- (3) 後退線 狭あい道路の中心線からの水平距離2メートル以上の線をいう。ただし、当該道がその中心線からの水平距離2メートル未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに面する場合には、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離4メートル以上の線をいう。
- (4) 後退用地 狭あい道路の境界線と後退線の間を介在する土地をいう。
- (5) 建築物等 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）並びに門若しくは塀又は観覧のための工作物、建築設備、植栽若しくは擁壁等。
- (6) 建築行為等 建築物等を建築し、若しくは築造又は植栽すること。
- (7) 建築主 後退用地に接する土地において、建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- (8) 所有権者等 後退用地に接する土地及び後退用地の所有権者又は借地権者をいう。
- (9) 自己管理地 後退用地のうち道路として整備せず、所有権者等が自己責任において管理する土地をいう。

### (事前協議)

第3条 建築主及び所有権者等は、狭あい道路に接する土地において建築行為等を行うもののうち、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する申請を必要とするものは申請書の提出前に、それ以外の場合は工事着手前に、後退用地に関する事前協議書（様式第1号）を提出し、後退用地の管理について市長と協議しなければならない。

い。

(協議結果通知)

第4条 市長は、後退用地に関する事前協議書(様式第1号)を審査し、事前協議が整った場合においては、後退用地に関する協議結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 建築主及び所有者等は、後退用地に関する協議結果通知書(様式第2号)により事前協議が整った場合において、市長に後退用地に関する誓約書(様式第3号)及び狭あい道路の中心線の確認書(様式第4号)を提出しなければならない。ただし、当該狭あい道路について市長が拡幅する意向の無い道路についてはこの限りでない。

(後退用地の寄附)

第5条 後退用地の所有者は、碧南市道路寄附採納要綱に基づき、後退用地を市に寄附することができる。

(使用制限)

第6条 建築主及び所有者等は、後退用地において建築行為等をしてはならない。

2 建築主及び所有者等は、後退用地を避難及び通行の安全上、支障のない状態に管理しなければならない。

(後退用地の維持管理)

第7条 後退用地の維持管理は、次に掲げるところによる。

- (1) 寄附を受けた後退用地は、寄附を受けた日から市が維持管理するものとする。
- (2) 市が道路として整備した後退用地は、市が維持管理するものとする。
- (3) 上記以外の後退用地は、自己管理地として建築主及び所有者等が維持管理するものとする。

(建築物等の撤去)

第8条 市長は、この要綱の規定に違反して建築行為等を行った建築主及び所有者等に対して、その建築物等の違反する部分の撤去を求めることができる。

2 前項の規定は、既に存在する建築物等についても適用することができる。

3 建築主又は所有者等は、既に存在する建築物等の撤去が容易でない場合においては、その事情及び撤去の計画を明示した建築物等の撤去に関する誓約書(様式第5号)を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。